

建設経済常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	お城通り地区再開発事業について	都市計画課
2	土のうステーションの設置について	道水路整備課
3	小田原都市計画下水道事業受益者負担金の報奨金について	下水道総務課

令和2年11月10日

お城通り地区再開発事業について

【広域交流施設ゾーン連絡通路整備事業】

1 現状

広域交流施設（ミナカ小田原）と東口駐車場を接続する連絡通路については、お城通り地区の利便性向上と歩行者の安全確保のため、平成31年2月に万葉倶楽部株式会社と工事委託協定を締結し、整備を進めてきたが、工程に遅れが生じている。

2 スケジュール

	平成30年度				平成31年度(令和元年度)												令和2年度												令和3年度								
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
当初					調査・設計								連絡通路整備工事																								
変更					調査・設計								施工業者選定													連絡通路整備工事				完成							

3 変更理由

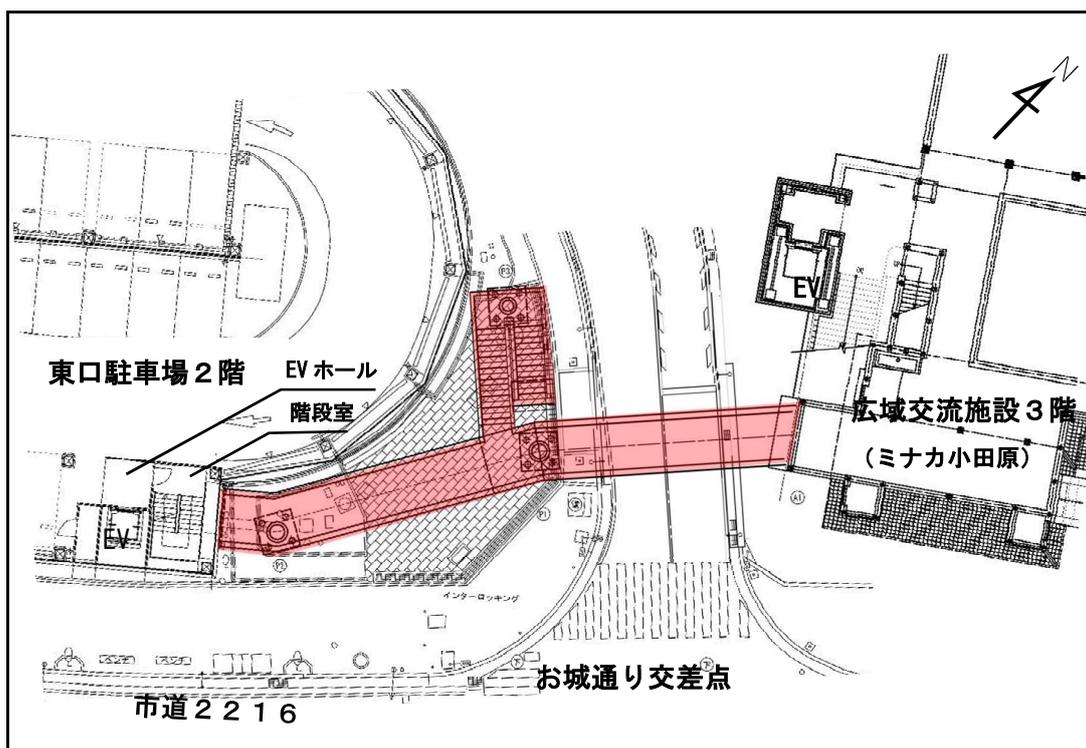
- ・ 委託先である万葉倶楽部株式会社は、本体工事の請負業者とともに連絡通路の施工方法等について検討を重ねていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月に辞退の申し入れを受けた。そこで、再度、施工業者の選定を行ったところ、契約締結まで約4ヶ月を要した。
- ・ 連絡通路の鉄骨工事を担う橋梁メーカーにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響により、工場稼働率が低下しており、通常の1.5倍となる約8ヶ月の製作期間を要し、現場への搬入作業が令和3年4月頃となる。

※ 以上のことから、完成は令和3年8月の予定

4 工事委託協定の内容

	当初	変更
委託先	万葉倶楽部株式会社	万葉倶楽部株式会社
金額	392, 204, 000 円	392, 204, 000 円
期間	平成 31 年 2 月 28 日 ～令和 3 年 3 月 31 日	平成 31 年 2 月 28 日 ～ <u>令和 3 年 8 月 31 日</u>
項目	調査・設計 連絡通路設置工事 東口駐車場階段室改修 信号機設置	調査・設計 連絡通路設置工事 東口駐車場階段室改修 信号機設置

《概略平面図》



土のうステーションの設置について

1 経緯

令和元年 10 月の東日本台風において、市民からの土のう配布の要請が集中し、水防活動の一部に支障をきたす状況となった。

また、二級河川の増水による内水氾濫が市内各所で発生するとともに、海沿いの地域では越波による浸水被害もあったことから、被災地域の自治会と調整を図り、試行的な取組として、市民が自由に持ち出し可能な土のうステーションの設置を進めている。

2 概要

	内 容
設 置 場 所	公園、道路及び水路、公共施設など
設 置 方 法	山積み、シート掛け ※裏面参照
土のう備蓄数	100～300 袋/箇所
運 用 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間利用可、返却不要 ・ 適宜、職員が残数を確認のうえ補充

3 設置状況

	設 置 場 所	設 置 方 法	備 蓄 数	備 考
山 王 川	1 東洋橋右岸側(久野)	山積み・シート掛け	300 袋	設置済み
	2 久野兎河原公園(久野)	山積み・シート掛け	300 袋	設置済み
狩 川	3 池田排水路(飯田岡)	山積み・シート掛け	100 袋	調整中
	4 蓮正寺第二公園(蓮正寺)	山積み・シート掛け	100 袋	設置済み
海 沿 い	5 山王原公園(東町二丁目)	山積み・シート掛け	100 袋	設置済み
	6 国府津公園(国府津二丁目)	山積み・シート掛け	100 袋	調整中

4 今後の予定

過去に浸水被害があった地域の自治会と調整のうえ、必要に応じて土のうステーションの設置を拡充していく。

蓮正寺第二公園設置状況写真

土のう山積み



シート掛け



小田原都市計画下水道事業受益者負担金の報奨金について

1 下水道事業受益者負担金の報奨金（概要）

公共下水道は、不特定多数の人が利用する道路や公園などと違い、限られた区域の方のみが利用することのできる施設である。

受益者負担金は、都市計画法第 75 条を根拠として、下水道事業により利益を受ける方が、下水道建設費の一部を負担するものである。

本市ではこれまで、徴収率向上等のため、通常は3年に分割して納付する負担金を1年分、2年分あるいは3年分まとめて一括納付した受益者に対して、一定の率の報奨金を交付してきた。

2 報奨金交付率

一括納付する時期	一括納付する負担金の額	交付率
初年度第1期の納期限前	全額	100分の8
	初年度分及び第2年度分の額	100分の6
	初年度分の額	100分の2
第2年度第1期の納期限前	第2年度分及び第3年度分の額	100分の6
	第2年度分の額	100分の2
第3年度第1期の納期限前	第3年度分の額	100分の2

3 今後の報奨金制度の取扱いについて

経済的事情等により一括納付ができず、本制度を利用できない場合もあり、公平性の観点から廃止する。

4 報奨金制度の廃止に向けたスケジュール

- 令和2年9月15日～10月14日 パブリックコメント実施 意見0件
- 令和2年11月4日 下水道運営審議会へ報告
- 令和2年11月10日 建設経済常任委員会へ報告
- 令和3年4月1日 上記内容を反映させた新規規程の施行
※水道事業と下水道事業の統合により、
企業管理規程として新たに制定する。

(参考)

○ 都市計画法

(受益者負担金)

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3～7 (略)

○ 小田原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

(負担金の一括納付報奨金)

第8条 受益者が条例第5条第3項ただし書の規定により負担金を一括納付した場合は、当該受益者に一括納付報奨金を交付する。ただし、国又は地方公共団体が受益者であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する一括納付報奨金の額は、別表第1の左欄に掲げる一括納付した時期の区分に応じ、同表の中欄に掲げる一括納付した負担金の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

※別表第1については、本資料の「2 報奨金交付率」の表と同様。